

松阪市告示第4号

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示を次のように定める。

平成30年1月16日

松阪市長

竹上 真人



建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示

1 中間検査を行う区域
松阪市全域

2 中間検査を行う期間
平成30年4月1日から2021年（平成33年）3月31日までの3年間

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
新築（改築を含む。）の建築物で、法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの。

| | 対象用途 | 対象規模 |
|-----|--|--|
| (1) | 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 | ・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの ・客席の床面積の合計が200㎡（屋外観覧席にあつては1,000㎡）以上のもの |
| (2) | 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの | ・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの |
| (3) | 学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの | ・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの |
| (4) | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの | ・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの ・左欄の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの |

(注) 政令で定めるもの

(2) 項の用途に類するもの 児童福祉施設等

(3) 項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー

- 場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
 (4) 項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

なお、特定工程及び特定工程後の工程（以下「後続工程」という。）は、対象建築物の工事の工程に係るものとし、対象建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工区の工程に係るものとする。

| 主要な構造 | | 特定工程 | 後続工程 |
|-------|-------------|---|---|
| ア | 木造 | 構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の場合は耐力壁）工事 | 構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事及び内装工事 |
| イ | 鉄骨造 | 鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事 | 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事 |
| ウ | 鉄筋コンクリート造 | 階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）工事 | 特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）を覆うコンクリートを打設する工事 |
| エ | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事 | 特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事 |

(注) 2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

附則

この告示は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示の規定は、施行日以降に建築基準法第6条第1項の規定若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知を提出する建築物について適用

する。

施行日前に同法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知を行った建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。